

お薬代を節約! 「ジェネリック医薬品」を使ってみよう。



どのくらい安いの?

お薬の価格は7割程度、なかにはそれ以上安くなるお薬もあります。

ジェネリック医薬品(後発医薬品)とは、先に開発された先発医薬品(新薬)と同じ主成分、同等の効き目で、厚生労働省が承認したものです。そのため開発費用が安くするために家計にもやさしい医薬品です。

例えば、これまでのお薬代 ¥1,000円 → ジェネリックなら ¥700に!!



効き目は同じ?

効き目はもちろん、安全性も同等ですので安心して使用できます。

ジェネリック医薬品を製造販売するには、先発医薬品と同レベルの品質、有効性、安全性があるかについて厳しい検査を受け、厚生労働大臣の承認が得られたものとなります。



飲みやすいの?

味やにおい、大きさや形状も工夫され飲みやすくなっています。

ジェネリック医薬品には、子どもやお年寄などが飲みやすいように、味やにおいを工夫したものや、大きさや形を改良したものがあります。



処方を希望される方は、医師や薬剤師にお伝えください。また、「ジェネリック医薬品希望シール」というシールも国民健康保険課窓口で配布していますので活用してください。
※お薬の種類によってはジェネリック医薬品が製造されていない場合や、薬局に在庫がない場合などもあります。

国民健康保険課からのお知らせ

○他人(第三者)の行為でケガや病気になってしまったら、まずはご連絡を!

交通事故などの第三者の行為によるケガや病気でも国民健康保険(国保)で診療を受けることになった場合は、必ず国民健康保険課への連絡と、「第三者行為による傷病届」の提出をしてください。

被害者が国保を使って治療を受けた場合、もともと加害者が支払うべき治療費を国保が代わりに負担したことになりますので、後日、その治療費を国民健康保険課から加害者や保険会社などに請求します。

また、加害者との示談の内容によっては(治療費を受け取ったりなど)、国保が使えず治療費が全額自己負担となる場合もあります。示談の前に必ず国民健康保険課にご連絡ください。

※第三者の行為によるケガや病気とは・・・

交通事故、他人のペットなどによる咬傷、不当な暴力・傷害行為、他者所有の施設不良等による事故、購入食品や飲食店での食中毒など、他人(第三者)の行為が原因で負った傷病のことをいいます。

○医療費の自己負担分を免除・減額・微収猶予できる制度があります

国民健康保険には、病院などで支払う医療費の自己負担分(一部負担金)の免除・減額・微収猶予の制度があります。対象となる世帯で制度の利用を希望される方は、生活状況の聞き取りや申請書類のご案内をしますので、国民健康保険課までお問い合わせください。

◆対象となる世帯

世帯主が1年以内に失業、災害などの特別な理由により、一時的に生活が困難な状態の世帯で、療養見込み期間が3か月以内であり、世帯の収入が生活保護基準と同程度まで減少していること。また、国民健康保険税の滞納がないこと。

※特別な理由とは・・・

- ①震災、風水害、火災などの災害で、心身または資産に重大な損害をうけたとき。
- ②干ばつ、風水害などによる農作物の不作、不漁などの理由で、収入が減少したとき。
- ③事業または業務の休止・廃止、失業などで収入が減少したとき。
- ④これらに似た理由があるとき。

【お問合せ】 国民健康保険課 国保給付係 ☎989-5347